

運動目標別実践内容

運動目標	実践内容	実践細目
1 地域のきずなを強め、青少年の社会参加を進めよう	(1) 若者の社会参加活動の促進 (2) 地域ぐるみでの美化・清掃活動の推進 (3) 団体グループ活動の奨励 (4) 勤労青少年の活動の推進 (5) 指導者の養成と確保	震災の経験を生かし、地域全体で若者を育てるという意識を醸成し、若者の地域との関わりを強め、社会参加を促進しよう。 地域ぐるみで清掃作業をしよう。 (道路、公園、河川等) ア ボランティア活動に積極的に参加しよう。 イ 団体・グループ活動によって自主性・協調性・社会性を育てよう。 ウ スポーツやレクリエーションの活動に積極的に参加しよう。 エ 国際交流活動に参加し、国際理解を深めよう。 オ 中・高校生が、地域の子どもの活動に気軽に参加できるような条件整備に努めよう。 カ 大人も、地域の子どもの活動を理解し協力しよう。 ア 勤労青少年の職場適応を援助しよう。 イ 勤労青少年の社会参加活動を活発にしよう。 ウ 勤労青少年の趣味、教養、レクリエーション活動を援助しよう。 ア 青少年のために積極的に指導者になろう。 イ 指導者となる青少年を育てよう。
2 青少年の心の痛みを理解しよう	(1) 各種相談窓口の活用 (2) 地域ぐるみでのいじめ・虐待の防止	青少年の抱える様々な悩みや問題について、電話やSNSによる相談窓口を積極的に活用しよう。 ・「ふくしま子どもSNS相談」 ・「ふくしま24時間子どもSOS」 ・「ダイヤルSOS」 ・「いじめ110番相談コーナー」 ・「ヤングテレホンコーナー」 ・「子どもの人権110番」 ・「児童相談所虐待対応ダイヤル『189』」 ア いじめ・虐待は人権侵害であるとの認識を持ち、いじめを見たら、注意し、やめさせよう。 イ いじめ・虐待にあったら、身近な人に相談したり、相談機関があることを教えよう。

運動目標	実践内容	実践細目
3 家族みんなで明るい家庭をつくろう	<p>(1) 健全な明るい家庭づくり －家族の日の普及と推進－ (11月第3日曜日) －家族の週間の普及と推進－ (11月第3日曜日の前後1週間) －食育の日－ (毎月19日) －いい育児の日－ (11月19日)</p> <p>(2) 家庭での役割分担</p> <p>(3) スポーツ・レクリエーションの普及</p> <p>(4) 読書の励行</p> <p>(5) 芸術鑑賞の機会の確保</p>	<p>ア 家族団らんの機会を多く持とう。 イ 家族でゆっくり語りあえる時間を持とう。 ウ 家族で一緒に食事をしよう。 エ 外出の際は、行き先、目的、帰宅時間を告げる習慣を身につけさせよう。 オ 家族で地域行事に参加しよう。</p> <p>家事の役割分担を決め、実行しよう。 家族でスポーツやレクリエーションを楽しもう。</p> <p>ア 良い本に親しもう。 イ 図書館を利用しよう。 家族で芸術を鑑賞する機会を作ろう。</p>
4 力を合わせて明るい地域社会をつくろう	<p>(1) 地域社会の明るい雰囲気づくりの推進</p> <p>(2) 社会環境浄化活動の推進</p> <p>(3) 地域コミュニティづくり</p>	<p>ア 一声かけるあいさつ運動を広げよう。 イ ひとの子も愛情をもって見守ろう。 ウ 青少年の相談に積極的に応じよう。 エ 小さな親切の輪を広げよう。 オ 青少年の社会的自立を援助しよう。</p> <p>ア 青少年を取り巻く有害環境を浄化しよう。 イ 青少年に有害図書類を見せないようにしよう。 ウ 有害図書類の区分陳列の徹底を図ろう。 エ フィルタリングの利用により、有害情報を見せないようにしよう。</p> <p>ア 青少年のための安全で健やかな居場所をつくろう。 イ 青少年と地域住民との交流を深めよう。</p>
5 声かけ合って青少年を事故から守ろう	<p>(1) 交通事故の防止</p> <p>(2) 水の事故防止</p> <p>(3) 誘拐等の未然防止</p> <p>(4) 危険箇所の点検</p> <p>(5) 花火の事故防止</p> <p>(6) 遊び場の点検</p>	<p>ア 家庭・地域・職場での交通安全教育を徹底しよう。 イ 正しい自転車の乗り方と点検整備の指導を強化しよう。 ウ バイクの無謀な運転をなくそう。 エ 無免許運転をさせないよう車の管理を徹底しよう。 河川・沼・池等危険箇所の点検をしよう。 (立ち入り禁止などの表示)</p> <p>知らない人からの誘いにのらないように指導しよう。</p> <p>ア 危険箇所の早期除去と防護措置をしよう。 (工事現場、廃棄物置場等の点検)</p> <p>イ 危険箇所の広報、表示をしよう。</p> <p>花火をするときは、事故の防止に努めよう。 遊び場の遊具等の安全点検を実施しよう。</p>

運動目標	実践内容	実践細目
6 みんなの力で青少年の非行をなくそう	(1) 不健全なたまり場の解消 (2) 万引き防止 (3) 20歳未満の者の飲酒・喫煙の防止 (4) 麻薬・覚醒剤・大麻等薬物乱用の防止 (5) 無職の若者(ニート等)に対する支援 (6) 暴走族等の根絶 (7) 青少年の性非行の防止 (8) ナイフによる事故の防止 (9) 青少年のメディアリテラシー(情報利活用能力)の向上	<p>ア たまり場となりやすい場所の巡回補導を強化しよう。</p> <p>イ 家庭の個室等がたまり場にならないように注意しよう。</p> <p>ア 万引きは犯罪であることをはっきり教えよう。</p> <p>イ 万引き防止について、商店へ協力を要請しよう。</p> <p>ウ 幼児期から正しい買い物の仕方を教えよう。</p> <p>ア 20歳未満の者の飲酒、喫煙が有害であり、法律で禁止されていることを教えよう。</p> <p>イ 20歳未満の者の飲酒、喫煙を見かけたらやめさせよう。</p> <p>ア 薬物乱用防止に関する正しい知識を教え、あらゆる薬物乱用をなくそう。</p> <p>(健康を損ね、精神を破壊し、人生を狂わせる恐ろしい行為です。)</p> <p>イ 麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ(合法ハーブ等と称する薬物)等の違法薬物は買わない、売らない、使わない、かかわらない。</p> <p>(犯罪にかかわってしまいます。)</p> <p>ウ 心配なことがあったら、専門家のいる相談窓口に相談しよう。</p> <p>(保健所、精神保健福祉センター、警察など)</p> <p>ア 無職の若者(ニート等)に相談窓口の利用を呼びかけよう。</p> <p>イ 無職の若者(ニート等)への就労・就学を支援しよう。</p> <p>ア 無謀な運転をしないよう注意指導しよう。</p> <p>イ 暴走族へ加入しないよう注意指導しよう。</p> <p>ウ 暴走族に加入している青少年には、早期脱退を働きかけよう。</p> <p>エ 暴走族等を許さない社会環境づくりを推進しよう。</p> <p>ア 性に対する正しい知識を持たせよう。</p> <p>イ 享楽的な誘惑に負けないよう指導しよう。</p> <p>ウ 出会い系サイトにアクセスさせないようにしよう。</p> <p>ア 正しいナイフの使用方法を教えよう。</p> <p>イ ナイフの販売店に協力を要請しよう。</p> <p>(使用目的等を確認し、不審なときは販売しない。)</p> <p>ア 訹謗中傷や個人情報の書き込み、チーンメールをさせないようにしよう。</p> <p>イ フィルタリングサービスに加入し、有害サイトにアクセスさせないようにしよう。</p> <p>ウ インターネット、SNS利用に起因する犯罪被害やトラブルに遭わないための取組を推進しよう。</p>